

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 5 月27日

【会社名】 インターライフホールディングス株式会社

【英訳名】 INTERLIFE HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 貴田 晃司

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目13番16号 銀座ウォールビル11階

【電話番号】 03 (3547) 3227 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 加藤 雅也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座六丁目13番16号 銀座ウォールビル11階

【電話番号】 03 (3547) 3227 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 加藤 雅也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年5月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年5月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、庄司正英、貴田晃司、香川正司、加藤雅也、大前哲也の5氏を選任するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

既に導入済みである業績連動型株式報酬制度を下記のとおり改定するものであります。

役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付する。

株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての金額の上限を廃止する。

本制度に係る報酬枠を、金銭による基本報酬枠とは別枠とする。

対象期間を2事業年度から3事業年度に変更する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件					
庄司正英	110,212	1,270	0	(注)	可決 98.70
貴田晃司	110,199	1,283	0		可決 98.68
香川正司	110,225	1,257	0		可決 98.71
加藤雅也	110,232	1,250	0		可決 98.71
大前哲也	110,482	1,000	0		可決 98.94
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度改定の件	105,101	6,424	0	(注)	可決 94.08

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。